

## 計算書類に対する注記（青嵐認定こども園用）

令和 8 年 3 月 31 日現在

法人名：社会福祉法人 青嵐会

1 頁

## 1. 重要な会計方針

## (1) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

## ②無形固定資産（リース資産を除く）

当拠点区分は、定額法による減価償却を実施している。

## (2) 徴収不能引当金の計上基準

当拠点区分は、期末時の債権残高のうち 1 年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上している。

## (3) 賞与引当金の計上基準

当拠点区分は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

## (4) 退職給付引当金の計上基準

職員の退職金の支給に備えるために、令和4年度末までに負担すべき額を見積り、退職給付引当金に計上している。退職給付見込額は令和5年3月31日の一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会の退職手当共済制度を準用した退職金額としている。

## 2. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

## 3. 採用する退職給付制度

当拠点区分は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度を採用している。また、令和5年3月31日に一般財団法人徳島県民間福祉施設職員共済会に加入していた職員については、同共済会の契約解除による退会時の退職手当共済制度退職金額を補償する。

## 4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりである。

- (1) 青嵐認定こども園拠点区分計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書(別紙 3 ㊸)は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書(別紙 3 ㊹)は省略している。

## 5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高       | 当期増加額 | 当期減少額     | 当期末残高       |
|---------|-------------|-------|-----------|-------------|
| 土地      | 75,158,271  | 0     | 0         | 75,158,271  |
| 建物      | 42,408,707  | 0     | 2,331,217 | 40,077,490  |
| 定期預金    | 1,000,000   | 0     | 0         | 1,000,000   |
| 合 計     | 118,566,978 | 0     | 2,331,217 | 116,235,761 |

## 6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

## 7. 担保に供している資産

該当する事項はない。

## 8.有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

|          | 取得価額        | 減価償却累計額     | 当期末残高      |
|----------|-------------|-------------|------------|
| 建物（基本財産） | 137,153,304 | 97,075,814  | 40,077,490 |
| 建物       | 3,871,732   | 1,454,575   | 2,417,157  |
| 構築物      | 16,480,923  | 16,323,826  | 157,097    |
| 機械及び装置   | 1,413,021   | 1,413,017   | 4          |
| 器具及び備品   | 30,249,085  | 24,939,800  | 5,309,285  |
| 合 計      | 189,168,065 | 141,207,032 | 47,961,033 |

## 9.満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

## 10.重要な後発事象

該当する事項はない。

## 11.その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。